

企画競争説明書

業務名称： ベトナム国北部地域における安全作物バリューチェーン強化プロジェクト

調達管理番号： 21a00897

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。
詳細については「第1章 8. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年12月8日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年12月8日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：ベトナム国北部地域における安全作物バリューチェーン強化プロジェクト

(2) 業務内容：「第3章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

() 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、最終見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2022年3月～2026年4月

以下の4つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2022年3月～2024年8月

第2期：2024年9月～2026年4月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、当機構の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めません。

契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

【第1期】

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の16%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の16%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の8%を限度とする。

【第2期】

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の22%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の18%を限度とする。

4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：山形 茂生 Yamagata.Shigeo2@jica.go.jp

注）持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

経済開発部 農業・農村開発第一グループ第一チーム

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の

構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「ベトナム国ベトナム北部地域・先進技術導入及び高付加価値化による持続的かつ安全な果物・野菜バリューチェーン強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：21a0029601）の受注者（レックス・インターナショナル株式会社）及び同業務の業務従事者

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、当機構ウェブサイトの手順に則り依頼ください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

- ・第4章 業務実施上の条件に記載の配付資料
 - ・「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」
- 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを指示します。

7 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2021年12月20日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。

注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2021年12月24日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2022年1月14日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼン

テーションを実施する場合のみ)を、電子データ(PDF)での提出とします。上記(1)の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(件名:「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_(法人名)」)

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2021年10月13日版)」を参照願います。以下にご留意ください。

- 1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- 2) 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先:

- 1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料(プレゼンテーションを実施する場合のみ)

「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書:

宛先: e-koji@jica.go.jp

件名: (調達管理番号)_(法人名)_見積書

[例: 20a00123_〇〇株式会社_見積書]

本文: 特段の指定なし

添付ファイル: 「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類:

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) プレゼンテーション実施に必要な資料(プレゼンテーション実施する場合のみ)

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
 - a) 技術研修費（国内事業費）： 17,000千円（2回分）
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) 現地通貨（VND）=0.00501 円
 - b) US\$ 1 =113.603 円
 - c) EUR 1 =128.135 円
- 5) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等は見積書に計上しないでください。契約交渉の段階で確認致します。
- 6) その他留意事項
 - a) 本事業では車両1台（4WD）をベトナム政府側カウンターパート（C/P）へ供与する予定であり、JICA 専門家（本業務実施コンサルタントを含む）が同車両を優先的に使用することをベトナム政府と合意しています。車両調達に係る時間を考慮し、2022年10月以降に供与車両の使用を開始すると想定し、一般業務費（車両関連費）の積算を行ってください。
 - b) 現地人材を雇用することを想定する場合は、給与の25%の社会保障費を計上してください。

9 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - a) 業務主任者/フードバリューチェーン強化

- b) 農業普及/安全作物栽培
- c) 市場志向型営農/マーケティング

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 38.00 人月

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。

- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

10 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2022年2月1日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点*
- ⑤ 価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、評価結果の順位が第1位にならなかった競争参加者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（[e-propo@jica.go.jp](mailto:propo@jica.go.jp)）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

11 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

12 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）

(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.3 その他留意事項

(1) 配付・貸与資料

当機構が配付・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：農業・農村開発に係る各種業務。特に、バリューチェーン構築・強化に係る各種業務経験を有することが望ましい。

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航が困難な状況が継続する可能性もあります。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページとしてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者/フードバリューチェーン強化
- 農業普及/安全作物栽培
- 市場志向型営農/マーケティング

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者/フードバリューチェーン強化）】

- a) 類似業務経験の分野：フードバリューチェーン構築・強化に関わる各種業務
- b) 対象国・地域又は類似地域：ベトナム国及びその他東南アジア地域
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 農業普及/安全作物栽培】

- a) 類似業務経験の分野：農業普及、園芸作物栽培に係る各種業務。GAP など安全に配慮した栽培に係る業務経験があると更に望ましい。
- b) 対象国・地域又は類似地域：評価せず
- c) 語学能力：語学評価せず

【業務従事者：担当分野 市場志向型営農/マーケティング】

- a) 類似業務経験の分野：営農改善、マーケティング支援に係る各種業務。
- b) 対象国・地域又は類似地域：ベトナム国及びその他東南アジア地域
- c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

<p>注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。</p> <p>注6) 通訳団員については、補強を認めます。</p>

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話によるプレゼンテーションとする可能性があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(26)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/フードバリューチェーン強化</u>	(21)	(8)
ア) 類似業務の経験	8	3
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	1
エ) 業務主任者等としての経験	4	2
オ) その他学位、資格等	2	1
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務の経験	-	3
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	1
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(5)	(10)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5	5
イ) 業務管理体制	-	5
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>農業普及/安全作物栽培</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	9	
イ) 対象国・地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力： <u>市場志向型営農/マーケティング</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	2	

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 2022年1月20日（木） 14：00～16：00
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施方法：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Microsoft-Teams による実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
 - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - （2）使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
 - a) Microsoft-Teams を使用する会議
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのMicrosoft-Teams の音声機能によるプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
 - b) 電話会議
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注) 当機構在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下、「発注者」または「JICA」という。）と受注者名（以下、「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「ベトナム国北部地域における安全作物バリューチェーン強化プロジェクト」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

ベトナム社会主義共和国（以下、「ベトナム」という。）では、2020年には1人当たりGDPが2,785米ドルを超え、ドイモイ政策開始当初の324米ドル（1996年）¹に比して、24年間で約8.5倍となるなど、著しい経済成長を遂げている。所得の向上に伴い都市部の中間層などを中心に安全・安心な食品への需要が高まる一方で、ベトナムでは農産物生産における農薬や化学肥料等の使用量が増大しており、農産物の安全性確保が喫緊の課題となっている。ベトナム農業農村開発省（Ministry of Agriculture and Rural Development、以下、「MARD」という。）は「農業農村開発5か年計画」（2021～2025）において、2025年までに達成すべき活動として、農業資材の品質と食品安全に関する管理の強化、高い品質の食品を確保できる農産物バリューチェーンの各段階（生産・加工・流通・販売）の連携強化等を挙げている。

農産物の安全性確保のためには、適正な農薬・肥料の使用に関する指導と、農産物の検査と安全基準を満たさない農産物に対しての罰則の適用、の両輪が機能する必要がある。適正な農薬・肥料の使用については、MARDは適正農業生産規範（Good Agriculture Practice、以下、「GAP」という。）のベトナム版（以下、「VietGAP」という。）を制定し、VietGAPの適用を推奨しているが、VietGAPの工程は60以上あり認証費用も高額であることから普及が限定的であった。そこでJICAは、技術協力プロジェクト「農産物の生産体制および制度能力運営向上プロジェクト」（2010年～2013年）において、農家の実践が容易かつ認証費用も必要ないBasicGAP（VietGAPの基本的工程に絞ったもの）の策定を行った。そしてさらに、「北部地域における安全作物の信頼性向上プロジェクト」（2016年～2021年）（以下、「安全作物プロジェクト」という。）では、BasicGAPの指導、安全作物の販路開拓や安全作物に関する理解促進のための消費者向け啓発活動を行い、その結果、対象農家グループの安全作物栽培技術が向上し栽培面積も増加した。BasicGAPは農家が取り組みやすい安全な生産方法であることに加え、より難度が高く付加価値の高いVietGAPや有機栽培へステップアップするための入り口となり得るといった利点はあるものの、認知度が低いことから付加価値が付きにくいことが普及上の課題であった。

農産物の検査・罰則の適用については、ベトナムでは食品安全に関わる省庁の業務内容が政令等で詳細に定められている一方で、その役割が十分に機能していないことから、独自の流通網を持つスーパーマーケット等を除いては、安全性が不確かな野菜

¹ The World Bank (<https://data.worldbank.org/indicator/NY.GDP.PCAP.CD?locations=VN>)

と安全な野菜が混在して流通しているケースが多い。そのため、安全作物プロジェクトでは、安全作物が差別化される販路をプロジェクトの支援により開拓する必要があった。

以上のことから、本事業は、BasicGAP/VietGAPの指導に加えて経営能力強化も指導することにより、安全作物生産農家を支援する普及体制の強化、安全作物のフードバリューチェーン（以下、「FVC」という。）関係者の情報ギャップ是正等を通じた連携強化、作物安全性確保に係る政府関連機関の体制改善を通して、販路を含む安全作物FVCを強化し、ベトナムにおける安全作物振興を目指すこととする。

第3条 プロジェクトの概要

(1) 上位目標：対象地域において安全作物が持続的に振興される。

(2) プロジェクト目標：対象地域において安全作物（野菜・果実）バリューチェーンが強化される。

(3) 成果

成果0：プロジェクト開始に向けた活動が実施される。

成果1：安全作物の普及に向けた人材が育成される。

成果2：対象農協の安全作物生産及び経営能力が向上する。

成果3：バリューチェーン関係者間の連携が強化される。

成果4：安全性確保に向けた政策実施能力が強化される。

(4) 主な活動

0-1：対象地域の安全作物市場、安全作物栽培状況が把握される。

0-2：各対象省において、対象農協の選定基準が定められ、対象農協（候補）を選定する。

0-3：対象農協（候補）に対して説明会を実施し、活動内容に同意する農協を最終的な対象農協とする。

0-4：ベースライン調査を実施する。

0-5：各作期における対象農協の安全作物の営農状況（面積、販売量、販売価格等）をモニタリングする。

0-6：エンドライン調査を実施する。

1-1：先行案件のマニュアルを含む、カリキュラム・研修教材のドラフト（市場ニーズ調査、営農計画作成、BasicGAP適用を含む技術研修、組織強化支援等）を作成する。

1-2：NAEC²/省普及センターに対してTOTを実施する。

1-3：NAEC/省普及センターが、対象農協担当の普及員に対して研修を実施する。

1-4：普及員が対象農協を対象に研修を行う。

1-5：研修結果（普及員、農家の理解度、実践事例等）を踏まえ、必要に応じてカリキュラム・教材のドラフトを改訂する。

1-6：PPMU³が、安全作物の普及に向けた活動計画（1-3、1-4、1-5を含む）を作成する。

²国家農業普及センター（National Agricultural Extension Center）の略。

³省プロジェクト管理ユニット（Provincial Project Management Unit）の略。

- 1-7 : 対象市・省 PPMU が、1-6 で作成した活動計画を実行し、活動状況をモニタリングする。
- 2-1 : 普及員が (PPMU と JICA 専門家の支援を受けながら)、対象農協に対して市場ニーズ調査に関する研修を実施する。
- 2-2 : 普及員が (PPMU と JICA 専門家の支援を受けながら)、対象農協による市場ニーズ調査の実施を支援する。
- 2-3 : PPMU が、先行する対象農協の経験 (グッドプラクティス・教訓) を対象農協に共有する機会を設ける。
- 2-4 : 普及員が (PPMU と JICA 専門家の支援を受けながら)、対象農協による安全作物の営農栽培計画作成を支援する。
- 2-5 : 普及員が、営農計画を踏まえて、安全作物の栽培技術を対象農協に指導する。
- 2-6 : 対象農協が、栽培及び販売結果をレビューして課題と成果を確認し、次期の営農栽培計画を策定する。
- 2-7 : 普及員が (PPMU と JICA 専門家の支援を受けながら)、前作期の課題と改定された営農栽培計画を踏まえて、対象農協に栽培技術を指導する。
- 3-1 : CPMU⁴/PPMU が、安全作物のバリューチェーン強化に関する課題と教訓を把握する。
- 3-2 : CPMU/PPMU が、3-1 で明らかになった課題や教訓をバリューチェーン関係者へ共有・周知する。
- 3-3 : CPMU/PPMU が、3-1 で明らかとなった課題に対応するための活動を企画・実施する (市場及び生産者情報に関する情報ギャップ是正のための活動、バリューチェーン関係者の連携強化等)。
- 3-4 : CPMU/PPMU が、BasicGAP に関する認知度向上に向けた活動を企画・実施する。
- 4-1 : 安全作物のバリューチェーン関係者が、安全作物の振興に関する日本の経験を理解する。
- 4-2 : CPMU が、安全作物の振興に関するアクションプランを作成する。
- 4-3 : PPMU が、各市・省における安全作物の振興に関するアクションプランを作成する。
- 4-4 : CPMU/PPMU が、対象地域におけるバリューチェーンの安全性確保のための活動を含む、アクションプランを実施する (検査体制の強化等)。
- 4-5 : CPMU/PPMU が、アクションプランの実施をモニタリングし、定期的に改訂を行う。

(5) プロジェクトサイト/対象地域

ハノイ市、フンエン省、ハナム省、ナムディン省、バクニン省、ハイズオン省、ソンラ省

(6) 本事業の受益者 (ターゲットグループ)

1) 直接受益者

- NAECの職員 (○名⁵)

⁴ 中央プロジェクト管理ユニット (Central Project Management Unit) の略

⁵ 事業開始後3か月以内を目処に人数を確定する。

- 対象1市6省の農業農村開発局（DARD）の職員（〇名⁶）、普及員（70名）

2) 最終受益者

- 対象の農業協同組合（70組織）、消費者

(7) 関係省庁・機関

1) MARD 内関係部局

- 国家農業普及センター（National Agricultural Extension Center : NAEC）
- 作物生産局（Department of Crop Production : DCP）
- 植物保護局（Plant Protection Department : PPD）
- 農林水産品質管理局（National Agro-Forestry-Fisheries Quality Assurance Department : NAFIQAD）
- 協同組合・農村開発局（Department of Cooperative and Rural Development : DCRD）
- 農産物加工・市場開発庁（Agro-Processing and Market Development Authority : Agrottrade）
- 農業農村開発政策戦略研究所（Institute for Policy and Strategy for Agriculture and Rural Development : IPSARD）

2) 対象地域 1 市 6 省の農業農村開発局（Department of Agriculture and Rural Development : DARD）

第4条 業務の目的

本事業は、ベトナム北部地域 1 市 6 省において、安全作物の普及に向けた人材の育成、対象農協の安全作物生産及び経営能力の向上、バリューチェーン関係者間の連携強化、安全性確保に向けた政策実施能力の強化を行うことにより、対象地域における安全作物バリューチェーン強化を図り、もって対象地域における安全作物の持続的振興に寄与する。

第5条 業務の範囲

本業務は、当機構が 2021 年 12 月に MARD と締結予定の討議議事録（Record of Discussions。以下、「R/D」という。）に基づいて実施される技術協力プロジェクトの枠内で、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

第6条 実施方針及び留意事項

(1) 本事業における「安全作物」の定義

ベトナムでは、安全作物振興に係る各種法制度は整備されているものの、バリューチェーンの各工程において農産物の安全性を確保するための体制が十分に機能して

⁶ 同上。

おらず、安全性が不確かな農産物と安全な農産物が混在して流通している。そのような中、市場において作物が「安全」とみなされる条件として、地方政府やその他認証機関が発行する安全作物認証⁷や、各種 GAP (VietGAP、AsiaGAP 等) や有機栽培の認証が活用されている。そこで、本事業では、「安全作物」の定義として以下を活用する。

- ① 地方政府やその他認証機関が発行する安全作物認証を取得した作物。
- ② 各種 GAP (BasicGAP、VietGAP、AsiaGAP 等) を適用し、栽培された作物。
- ③ 有機栽培の認証を取得した作物。

近代市場に販売するためには VietGAP 取得が求められることが一般的であるが、VietGAP を取得・更新するためには高額な認証費用が必要であることに加え、技術的な難易度が高い。一方、BasicGAP は、認証費用は必要ないが、生産者・消費者ともに認知度が低く、BasicGAP を適用しても付加価値が付きにくいという課題がある。

本事業においては、安全な農産物の振興を目指すため、農家の取り組みやすい BasicGAP、及び付加価値を高めたい農家に対しては VietGAP を指導できる人材の育成を行うこととする。

(2) 本事業における営農支援

ベトナムでは(1)のとおり、特定の流通網を除いては、安全性が不確かな農産物と安全な農産物が混在して流通しており、市場での差別化を図ることが難しいことから、農家が安全な農産物生産を実践するインセンティブを見つけにくい状態にある。そのため、BasicGAP/VietGAP の適用に向けた指導を行うだけでなく、営農改善(販売先の計画的・主体的選択や集団での出荷体制強化等)についても支援することにより、BasicGAP/VietGAP を実践する農家が「儲かる」、「経営が安定する」ことを実感し、継続的に BasicGAP/VietGAP を適用した生産体制が確立することを目指す。

詳細計画策定調査では、対象地域において、営農やマーケティングに関する知識や指導経験が十分でない農業普及員が多いことが確認された。本業務においては、対象地域の農業普及員が、営農やマーケティングも重要な支援項目であると理解し、普及活動を実践するための支援を行う。

(3) 安全作物の振興について

農産物の安全性確保のためには、適正な農薬・肥料の使用に関する指導と、農産物の検査と安全基準を満たさない農産物に対しての罰則の適用、の両輪が機能する必要がある。本事業では、適正な農薬・肥料の使用については、農家が取り組みやすい BasicGAP を指導する普及人材育成を通して支援する。また、安全作物の振興を目指すことから、BasicGAP の指導にあたっては、適切でない農薬や肥料の使用が農家や消費者、環境に与えるネガティブな影響についても、農家が正しく理解するよう留意する。

農産物の検査と安全基準を満たさない農産物に対しての罰則の適用については日本においても長い年月をかけて整備されてきた歴史があり、ベトナムにおいても長期にわたる継続的な取組が必要と考えられる。そのため、本項目については、ベトナム側が改善に向けて長期的に継続して取り組むことを重視し、アクションプランの策定、実行、実施状況と成果のモニタリング、アクションプランの改訂、というサイクルを、

⁷ 詳細計画策定調査においては、対象地域の一部の地方政府において、圃場の土壌検査や水質検査、農産品のサンプル検査等を行うことにより独自の「安全作物認証」を農家に対して発行しているケースが確認された。ここでは、地方政府が発行する安全作物認証は GAP 認証とは異なるものと整理している。

ベトナム側が主体的に回すことが定着するよう留意する。また、FVCにおける農産物の安全管理には、MARD・DARD内の複数部局、他省庁などが関与することから、関連部局、省庁の情報共有、連携の体制を強化するよう留意する。アクションプランには、FVC各工程における安全管理体制構築のために各関係部局・機関が果たすべき役割が明確に示されるよう、その作成支援を行う。

(4) 支援対象となる農家

本事業では、主な支援対象を農業協同組合（以下、「農協」という。）とし、農協と比較し、比較的高い技術力・資金力を有する農業法人（企業）は対象としないことをベトナム政府と合意した。農協を主な対象とするが、農協として登録されていない「農家グループ」についても、選定基準を満たす場合に支援対象に含めることを可とする。本特記仕様書にて「対象農協」という場合は選定基準を満たす農家グループも含むこととする。

対象農協とは、主として「地方政府やその他認証機関から既に安全作物認証を取得しているが、まだGAPを適用していない農協」とすることでベトナム政府と合意した。その理由としては、何らかの認証機関から安全作物認証を取得している農家・農協は、安全に対する意識が高く、かつ「安全性」を高めることにより農産物に付加価値をつけたいという期待を有する農家であると想定されるためである。

また、農家間の経験共有は有効であり、成功例を身近で見ることによって農家のモチベーションの上昇や、栽培・経営方法を真似る等のインパクトが期待できることから、対象農協として、既にGAP認証を有していたり、営農スキルが高い農協を選定することも可とする。ただし、そのような先進的な農協は対象農協のうち少数であることに留意する。

(5) プロジェクト実施体制

【ベトナム側】

本事業では、ベトナム側の実施体制として、中央プロジェクト管理ユニット（Central Project Management Unit、以下、「CPMU」という。）、市/省レベルでは省プロジェクト管理ユニット（Provincial Project Management Unit、以下、「PPMU」という。）が設置される。

① CPMU

CPMUはNAECのメンバーを中心に、作物生産局（DCP）、植物保護局（PPD）、農林水産品質管理局（NAFIQAD）、協同組合・農村開発局（DCRD）、農産物加工・市場開発庁（Agrotrade）、農業農村開発政策戦略研究所（IPSARD）等、MARD内において食品安全及びFVCに関わる部局からメンバーが推薦される予定。

CPMUはプロジェクト活動の主体であり、主な役割として、食品安全に関わる関係者（政府、民間）間の調整、PPMUの活動のモニタリング・指導・支援がある。PPMUに対して必要に応じた支援を行うことにより、プロジェクト活動を管理し、効果的で効率的なプロジェクト実施を行う。

ベトナムでは、食品安全に係る業務の分担や内容は法令等で詳細に定められている一方で、MARD部局間、省庁間の連携の在り方については改善の余地があると考えられる。このため、CPMUは現場の実情、ニーズ、課題を理解し、それらを改善するための部局横断的及び各部局の中央レベルでの取り組みを進める（アクションプランの実

施)。また、CPMUはMARDに設置されている3つのワーキンググループ（有機、GAP、食品安全管理）とも随時情報共有や意見交換を行う。加えて、保健省や商工省など食品安全に関わる他省庁との情報交換、連携を主導する。

② PPMU

PPMUメンバーは、各市・県のDARDを中心として、栽培技術、普及、マーケティング、農協支援、品質管理、食品安全管理等の分野の担当者から構成される。PPMUは市／省レベルのプロジェクト活動を主導し、FVC関係者（政府の関連部局、民間）との調整等も行う。

【日本側】

本事業では、本契約におけるコンサルタントチームに加え、JICAが別途契約する長期専門家（FVC関係者連携促進／業務調整。以下、「JICA長期専門家」という。）が1名配置される⁸。

JICA長期専門家はCPMU、PPMUと連携し、MARD内の複数部局、他省庁、民間企業との連携・調整、情報収集等を行うことを主な業務とし、特に成果3におけるFVC関係者間の対話の促進、情報の非対称性改善、各種会議運営の際の調整等を行う。

受注者は、プロジェクト目標の達成に向けて、JICA長期専門家と密に情報共有・協力しながら、業務を行うこととする。

（6）ベトナム政府による既存の活動を活かした計画立案

ベトナム政府は、安全作物振興に向けた食品安全やFVC強化の各種取り組みを既に行っていることが詳細計画策定調査で確認された。例えば、本事業のカウンターパートであるNAECは、農業普及のためにウェブサイトやアプリの開発を進めている。また、対象地域のDARDは、農家向けの研修やワークショップ、地元農産品の販売促進イベント、消費者向けの安全作物啓発活動等を実施している。このため、本業務では、ベトナム政府側の取り組みを更に発展・改善させるような助言・支援を重視し、これらのベトナム側の既存のリソースや活動が、本事業の一環として実施される、或いは、本事業の活動と有効に連携するよう留意し、持続性と相乗効果の向上を目指すこと。

（7）FVC全体の安全性確保に向けた取り組みの促進

ベトナムにおいては既に食品安全や安全作物振興に係る政策や法令が整備されている。今後の課題としては、これらの法制度をいかにして実行に移すかであり、政策の実施に向けた具体的なアクションプランの策定が重要な活動となる。本事業の実施においては、ベトナム政府の政策・法令を踏まえたうえで、それらの内容と現状との乖離、十分に機能していない部分などをカウンターパートとともに分析することにより共通認識を醸成した上で、対応策を考えるプロセスを重視している。このため、今後それぞれの部局が取り組むべきこと、部局横断、省庁横断的な対応が必要であること等をベトナム側が十分に理解するよう留意する。

それらを踏まえて、アクションプラン策定の際は、タイムライン、予算、各機関の役割分担が明確かつ現実的なものとなるように、CPMU、PPMUメンバーを支援する。ま

⁸ 配置予定期間は、2022年4月頃からプロジェクト終了までを想定。

た、実施状況や成果のモニタリング、モニタリングを踏まえたアクションプラン改訂は、カウンターパート主体で行うよう支援する。

(8) FVC 関係者の情報交換や連携の促進

FVC における農産物の安全確保には、MARD 内の複数部署、保健省や商工省などの他省庁との情報交換、連携や協力が重要である。CPMU や PPMU における情報共有、連携や協力の取組が、中央レベル、市／省レベルで定着し、プロジェクト終了後も継続するよう工夫する。

また、政府の FVC 関係者に加え、民間の FVC 関係者との情報交換による共通認識の醸成や協力は FVC 強化において重要であることから、政府の FVC 関係者がそういった意識を持ち積極的に取り組むよう工夫する。

(9) 自立発展性の強化

JICA は 2010 年からベトナムにおける安全作物に関わる協力を行っており、本事業はその集大成と位置付けられる。本事業終了後に安全作物振興に向けた活動が効果的に継続・発展するよう、自立発展性の強化を案件実施にあたっての最優先事項とする。自立発展性の担保のためには、既存の予算と人員で取り組むことのできる活動の改善（成果 3）、先に述べた MARD 内部署横断的、省庁横断的な連携体制の構築や、政策を具体的実行に移すためのアクションプランの策定と実施が必要であり、本事業においてはこれらの活動を通して自立発展性強化に貢献する。業務従事者は、それぞれの活動で、自立発展性強化のための取り組みを行うこととする。その活動計画について、プロポーザルで提案すること。

(10) 日本の経験共有

本事業の詳細計画策定調査中に、ベトナム政府関係者に対し日本の食品安全行政の歴史と取り組みを紹介したところ、ベトナム側より高い関心を得た。具体的事例を含む日本の取り組みを紹介することで、ベトナム政府関係者は、中央政府や各市・省における取組と比較し、現状の課題に関する理解を深めることが出来た。安全作物振興はベトナムに限らず日本や他国でも行われており、他国の事例を参照することはベトナム政府にとっても有意義なものとなると考えられる。本事業では、主に本邦研修を活用し、日本における安全作物振興や農産品の品質管理、FVC 強化に係る事例を紹介し、ベトナム側の気づきを促すことを計画している。本邦研修での気づきを成果 4 に関わるアクションプラン策定に生かすことができるよう、支援を行う。

(11) 本プロジェクトにおける ICT の活用

本事業の要請時にベトナム政府より ICT を活用した安全作物振興に強い期待が寄せられた（安全作物生産管理のためのアプリ開発、IT スキル向上のための研修の実施、QR コードを用いたトレーサビリティの向上等）。詳細計画策定調査時に ICT の活用状況やニーズについても調査を行ったところ、現状では ICT を活用している農協・農家グループは非常に限定的であり、まずは基礎的な栽培や収穫後処理に係る技術習得のニーズが高いことが明らかとなった。また、ベトナム政府が開発した生産・流通支援に関する ICT ツール（NAEC が開発したウェブサイトやアプリ等）や民間サービス等があることから、本事業にて ICT を活用する場合は、それらの ICT 既存技術（ツー

ル・サービス)を有効活用することとし、本事業において新たなソフトウェアやアプリの開発は行わないことをベトナム政府と合意した。

本事業において ICT の活用について検討する際は、安全な栽培方法の普及や営農強化といった本事業の目的達成に ICT 既存技術(ツール・サービス)が有効かを精査し、農協や農家グループの IT リテラシーや運用体制を慎重に評価した上で、活用方法を検討する。

(12) 果物の指導

本事業では、ベトナム側から野菜に加えて果物も対象とするよう要請されている。農業普及/安全作物栽培専門家が、果物に関する指導を行うことが難しい場合は、ベトナム国内の専門家の活用を検討する。ベトナム国内の専門家を活用する場合は、人選について NAEC と事前に相談すること。

(13) 先行案件の成果と教訓に基づく案件実施

JICA はベトナム北部地域において安全作物振興に係る技術協力プロジェクトを 2010 年より継続的に実施している。本案件の実施にあたっては先行案件の成果と教訓を十分に分析し、更なる成果の達成とインパクトの発現に向けた協力を行う。特に、2016 年～2021 年にかけて実施した「北部地域における安全作物の信頼性向上プロジェクト」では、本事業の対象地域を含むベトナム北部地域において、BasicGAP に基づく安全作物栽培振興に向けた栽培指導、マーケティング支援、消費者の啓発活動等を実施しており、安全作物栽培やサプライ・チェーン構築に係るマニュアルが作成されている。本事業の実施にあたっては、先行案件で作成したマニュアルや教材、各種報告書等を最大限活用する。

また、「ゲアン省農業振興開発計画策定支援プロジェクト」においては、Agricultural Marketing Platform (以下、「AMPF」という。)をプロジェクト管理ユニット(PMU)直下に設立して、マーケティングに関する活動を行った。そして、契約農業を前提とするパイロット事業を多数実施したが、プロジェクト終了後、AMPF の活動は停滞し、パイロット事業の契約が継続しているものは数少ないという状況である。その原因を分析し、教訓を踏まえたうえで、持続性を確保するよう本事業の活動実施において工夫すること。

(14) 日本政府による実施中案件との情報交換・連携可能性等

無償資金協力「農業・水産食品の安全確保のための検査・農産食品品質コンサルティングセンター能力強化計画」(2022 年完工予定)では、農水産品の輸出入における国際標準に沿った食品供給の確保のために、残留農薬や水産物の抗生物質・合成抗菌剤の検査能力向上のための機材や設備を整備している。本事業は輸出を目的とするものではないが、食品安全に関わる活動において同センターとの情報交換・連携可能性等を検討する。

また、JICA の個別専門家「ゲアン省フードバリューチェーン振興アドバイザー(2021 年～2023 年)」は FVC 強化の一環として、ゲアン省の多様なバリューチェーン関係者を巻き込んだプラットフォームである AMPF 強化を支援している。本事業においても FVC 強化に取り組むことから、本事業のカウンターパート等と AMPF 関係者との学び合いの機会を設ける等を検討する。

(15) 特にプロポーザルにて提案を求める事項

- 本事業は、自立発展性の観点から CPMU、PPMU の主体的な活動を支援することに重点を置きつつ、安全作物振興への貢献を目的としている。CPMU、PPMU の主体性を重んじるため、各 PPMU への人員配置等は想定していないが、主体性を向上させつつ広範な対象地域において成果を出していく工夫・アプローチ、効率的・効果的な実施体制（人員配置体制）について提案すること。
- 前述のとおり本事業は自立発展性を最優先事項としていることから、各業務従事者は、それぞれの活動を通じて、ベトナム側の自立発展性強化に向けた取り組みを行うことが期待される。各業務従事者が自立発展性強化に向けて取り組む活動計画・到達目標等を提案すること。
- 本邦研修はアクションプランの策定や実行に役立つよう実施することを想定している。本邦研修の内容と、本邦研修がアクションプランの策定や実行に繋がるようにするための工夫を提案すること。

第7条 業務の内容

本業務において、受注者が実施する内容は以下の通り。

【第1期契約：2022年3月～2024年8月】

(1) 業務計画書の作成

共通仕様書第6条に基づき業務計画書（和文）を作成し、本契約締結日から起算して10営業日以内に発注者に提出し、承諾を得る。

(2) ワークプラン（第1期）の作成と協議

本事業の詳細計画策定調査結果等を踏まえ、本事業の全体像を把握し、業務実施に関する基本方針、実施体制、各関係者間の役割分担、実施手法、活動内容、スケジュール、業務工程計画等を作成し、これらをワークプラン（第1期）として取りまとめる。ワークプランの作成にあたっては、カウンターパート機関（C/P 機関）である NAEC 及び MARD 関連機関、対象地域1市6省の農業農村開発局（DARD）関係者、JICA 長期専門家等と協議を行い、JICA 及び C/P 機関と共有・確認を経て提出する。

ワークプランは、本事業開始後2か月以内に、和文、英文、越文（仮訳）を作成し、JICA 本部及び C/P 機関へ電子データで提出する。

(3) CPMU、PPMU のワークプラン作成支援

本事業の実施体制として、中央政府レベルに CPMU を、市・省レベルに PPMU をそれぞれ設置する（第6条（5）参照）。本業務では、CPMU 及び PPMU の役割について、C/P 機関及び対象地域1市6省の関係機関と協議の上、確認・合意し、CPMU、PPMU の活動計画及び工程計画を作成し、ワークプランとして取りまとめるための支援を行う。CPMU、PPMU ワークプランの作成に先立ち、対象地域の DARD 関係者等と協力し、以下の情報収集を行う。

- 対象地域における安全作物市場の状況

- 対象地域における安全作物の栽培状況
- MARD 及び対象地域 DARD がすでに実施している、安全作物振興に係る既存の支援活動（栽培技術普及支援、マーケティング強化支援、広報活動等）

なお、CPMU、PPMU の設置にあたっては、本業務開始前までに JICA より C/P 機関へ依頼し、本事業開始後速やかに各種協議が進められるよう準備を行う予定であるが、仮に CPMU、PPMU の設置が遅れる場合は、JICA 長期専門家とも連携の上、CPMU、PPMU 設置に向けた支援を行う。

（４） 対象農協の選定基準の策定

CPMU、PPMU と協議の上、対象地域 1 市 6 省において支援対象となる農協の選定基準を決定する。現時点で想定される選定基準は以下の通り。その他、選定基準に含めるべき項目について、プロポーザルの中で提案すること。本事業では、BasicGAP、VietGAP の普及を通じた安全作物振興を目指していることから、支援対象として以下の基準を満たす農協を想定しているが、選定基準を満たす場合は農協以外の農家グループも支援対象として含めることも可とする。

【対象農協の選定基準（案）】

- GAP（BasicGAP、VietGAP 等）を適用した栽培は始めていないものの、GAP の適用に高い意欲を示し、効率的な GAP 導入のための農地面積、栽培条件、生産体制を有する農協。
- 安全作物の生産に意欲的であり、市・省政府、または検査・認証機関より、農地等の安全認証を取得しており、安全作物市場への参入・拡大を検討している農協。

（５） 対象農協の選定

上記選定基準に沿って、各 PPMU において候補農協を選定する。対象農協数の目処は、合計 70 農協（対象地域の各市/省より 10 農協程度を選定）とする。PPMU と協議のうえ候補農協を選定するが、本事業の対象地域は広いことから、隣接した地域から対象農協を複数選定する等効率性を考慮することが望ましい。

（６） 候補農協への説明会の開催

候補農協に対して説明会を開催する。説明会では、プロジェクト活動の内容、農協側に対して、期待される事項（研修への参加、安全作物生産・販売に係る情報提供等）等を説明し、上記に同意した農協を PPMU が対象農協として選定する。説明会の回数は候補農協の数に応じて、各市・省において 1 回程度を想定している。実施時期については、プロジェクト開始後 3 ヶ月内を想定しているが、PPMU と協議の上決定する。

（７） ベースライン調査の実施と PDM 指標の設定

対象農協の選定後、プロジェクト開始後半年以内を目処にベースラインとなるデータの収集・分析を終える。ベースライン調査は、①対象農協、②普及員、③バリューチェーン関係者に対してそれぞれ実施する。

本調査結果を受け、受注者は JICA 長期専門家、C/P と協議の上、数値が決定していない PDM 指標について提案し、JICA の確認を得たうえで JCC にて承認を得る。

<成果 1 に係る活動>

(8) 農業普及員向け研修教材の作成

安全作物の普及に係る、以下の研修のカリキュラム・研修教材を作成する。

- 研修カリキュラム（市場ニーズ調査、営農計画作成、BasicGAP 適用を含む技術研修、組織強化支援等）
- 教材（ToT 用、農業普及員向け研修用）

作成の際は、NAEC をはじめとする MARD 関係機関が有する教材や、先行案件にて作成された安全作物の栽培技術マニュアルやサプライチェーンマニュアル等、既存の教材やマニュアル等のレビューを行い、ユーザーが活用しやすい内容と手法を検討し更新を行う。ここで作成するカリキュラム・研修教材は、TOT 及び研修の結果を踏まえて改訂することから「ドラフト」と位置付ける。現時点で想定される研修カリキュラムは前述のとおりだが、カリキュラムに追加すべき項目があればプロポーザルにて提案すること。また、カリキュラム・研修教材は、英文・越文の両言語にて作成すること。

(9) トレーナー研修 (ToT) の実施

(8) にて作成した教材を用いて、トレーナー研修 (Training for Trainers: ToT) を実施する。トレーナー研修に先立ち、NAEC 職員、及び対象地域 1 市 6 省の農業普及センター職員等より、各市・省における農業普及員向け研修を行う際の講師 (トレーナー) 候補を選出する。ToT に参加する想定人数及び回数は以下 (10) を参照の上、プロポーザルにて提案すること。なお、ToT の実施については、新型コロナウイルスの感染状況も踏まえ、必要に応じてオンラインでの実施も検討することとする。

(10) 農業普及員への研修支援

ToT を受講した講師による、対象地域 1 市 6 省の農業普及員への研修を支援する (研修の運営支援、講師への助言、研修結果の分析・フィードバック等)。研修対象となる農業普及員 (以下、「対象普及員」という) は 1 年間に 1 市 6 省の各市・省より約 10 名 (合計 70 名) とし、研修は 2022 年度と 2023 年度に 2 回実施することを想定し実施計画を立てる (合計 140 名を研修)。なお、本研修は PPMU 及び各市・省の農業普及センターが主体となり実施するものであるが、受注者は研修実施前後に、PDM における指標も参照しながら研修効果の定量的な評価を行う。

(11) 対象普及員による農協向け研修の支援

(10) の研修を受講した対象普及員による、対象農協向け研修を、PPMU 及び農業普及センターとともに支援・モニタリングを行う。受注者は研修実施前後に、PDM に

おける指標も参照しながら研修効果の定量的な評価を行う。なお、農協向け研修の実施については、成果 2 に係る活動も参照のこと。

(12) 研修教材の改訂

研修結果（対象普及員、対象農協の理解度、実践事例等）を踏まえ、必要に応じて（8）で作成したカリキュラム・教材のドラフトを改訂する。

(13) PPMU による安全作物普及に向けた活動計画の作成・モニタリング支援

安全作物の普及に係る農業普及員向け研修（対象外の普及員含む）、及び農業普及員による農協への指導・研修が定期的実施されるよう、対象地域 1 市 6 省の PPMU が活動計画を作成する。受注者は PPMU の活動計画の策定に向けた助言、並びに活動のモニタリングを行う。

<成果 2 に係る活動>

(14) 市場ニーズ調査に係る研修の実施

本プロジェクトでは、対象農協が持続的に安全作物の生産・販売を行うための栽培技術向上及び経営能力強化を目指している。安全作物を継続的に販売していくためには、市場ニーズを分析した上で対象市場を特定し、それらの市場に向けた営農栽培計画を作成した上で生産体制を整えることが重要となる。しかし、現状では多くの農協では市場ニーズの把握や対象市場の分析を行うに至っていない。係る状況を受け、本業事業では農業普及員が対象農協に対して市場ニーズ調査に関する研修を実施する。

本研修のカリキュラム・教材は、<成果 1 の活動>（8）において作成され、講師となる農業普及員は、（10）において研修を受けた対象普及員と想定する。受注者は、PPMU 及び各市・省農業普及センターと協力し、上記研修の企画・運営支援、講師への助言、研修結果の分析・フィードバック支援等を行う。

(15) 対象農協による市場ニーズ調査の支援

研修を受講した農協による市場ニーズ調査を、対象普及員が支援する。対象普及員による市場調査支援にあたり、受注者は PPMU 及び各市・省農業普及センターと協力し、市場関係者等との調整、対象普及員への助言等を行う。JICA は市場志向型農業による小規模園芸作物農家の所得向上支援を通じて「SHEP アプローチ」を確立しており、市場ニーズ調査実施の際には、必要に応じて SHEP アプローチも参照しながら、対象農協による市場ニーズ調査を補助する。

(16) 先行する（対象）農協の経験共有

対象農協の中で先行する農協の取組を他の対象農協に共有する機会を、PPMU が企画・実施することを支援する。受注者は、共有先となる農協の選定やプログラムへの助言、運営補助等の支援を必要に応じて行う。対象農協の中に適した農協が見当たらない場合は、対象農協以外の農協を選定することも可とする。

(17) 営農栽培計画策定支援

対象農協が市場ニーズ調査を踏まえて営農栽培計画を策定するための支援を、対象普及員が行う。営農栽培計画には、農協がグループとして実行する資機材の投入計画、資金調達計画、生産計画及び流通・販売計画、そしてそれらの計画を実施するためにグループとして必要となる市場調査などの活動が含まれる。受注者は、各市・省の PPMU 及び農業普及センターと協力しながら、対象普及員による対象農協の営農栽培計画策定を支援する。

また、営農栽培計画の実行において農協の組織強化が必要とされる場合は、(10) において受講した組織強化に関する研修内容を踏まえて、対象普及員が組織強化に関する支援・指導を行うよう、各市・省の PPMU 及び農業普及センターとともに指導・助言する。

(18) 安全作物の栽培技術指導

対象普及員が、(17) で作成された営農栽培計画を踏まえ、対象農協に安全作物の栽培技術を指導する際に、各市・省の PPMU 及び農業普及センターとともに助言及び指導の補助を行う。対象普及員は、(10) において栽培技術等に関する研修を受講しているが、営農栽培計画を支援するために新たな知識・技術を習得する必要がある場合は、受注者は、各市・省の PPMU 及び農業普及センターが実施する既存の栽培技術研修に追加すべき栽培技術の内容について協議を行ったうえで(13) の計画に含める等の助言を行うとともに、普及員に対する指導内容・手法等の指導・研修を支援する。

(19) 営農栽培計画のモニタリングと更新

営農栽培計画は流動的な市場ニーズに合わせて柔軟に変更する必要があることから、対象農協は栽培及び販売結果をレビューして課題と成果を確認の上、次期の営農栽培計画を策定する。受注者は PPMU 及び農業普及センターと協力しながら、対象普及員が対象農協に対して行う営農栽培計画のモニタリングと更新に係る支援を行う。

<成果3に係る活動>

(20) CPMU・PPMU による安全作物のバリューチェーン強化に関する課題と教訓の把握

CPMU は中央省庁及び全国レベル、1市6省の PPMU はそれぞれの対象地域における安全作物バリューチェーン強化に関する課題と教訓の把握を行う。受注者は、安全作物のバリューチェーンの各段階に関わるバリューチェーン関係者（生産者、仲買人、小売店、行政など）を明確にしたうえで、各関係者によるバリューチェーン強化に係る取組の成果と課題、教訓を CPMU・PPMU とともに調査し、整理する。調査を行う際は、CPMU・PPMU が自分達の課題として主体的に実施、整理を行うよう留意する。

バリューチェーンの状況は日々変化することから、最初の調査から約1年後に状況と課題を改めて調査するとともに、(21)、(22)、(23) の取組の成果、教訓を分析し、次期取組の改善に向けた助言を行う。

(21) CPMU・PPMUによる安全作物のバリューチェーン強化に関する課題・教訓の共有・周知

安全作物に係るバリューチェーン関係者（生産者、仲買人、小売店、行政など）に対して、(20)の調査結果を共有・周知し、バリューチェーン関係者の共通認識の醸成を目指す。その際には、関係者間の意見交換も行い、各関係者の状況、ニーズ等の相互理解を促進する。本活動は、CPMU及び各PPMUが毎年1回実施することとし、バリューチェーン関係者の情報ギャップの是正、相互理解、ネットワーク強化等に資するものになるよう助言する。

(22) CPMU・PPMUによる課題に対応するための活動企画・実施

(20)の調査結果、(21)の意見交換等を踏まえて、CPMU、各PPMUが課題に対応するための活動を企画して実施することを支援する。受注者は、これらの活動がMARD、DARDの本来業務の一環として実施されるよう助言・支援し、自主性と持続性を高めるよう留意する。

(23) BasicGAPの認知度向上に向けた活動の企画・実施支援

BasicGAPは農家が取り組みやすい安全な生産方法であることに加え、より難度が高く付加価値の高いVietGAPや有機栽培へステップアップするための入り口となり得るという利点はあるものの、認知度が低いことから現状は付加価値が付きにくく、農家がBasicGAPに取り組むインセンティブの低さに影響すると考えられる。そこで、本業務では、CPMU/PPMUによるBasicGAP認知度向上の活動企画・実施を支援する。活動の企画・実施においては、目標、対象、成果指標等を明らかにしたうえで、実施後の成果、課題の分析、それらを踏まえた実施方法の改善等がなされるよう支援する。ベトナム側の予算申請に合わせて年度毎に計画を策定し、CPMU・PPMUが継続的に実施するよう支援する。

<成果4に係る活動>

(24) 安全作物の振興に関する日本の経験理解

ベトナムにおいては既に食品安全や安全作物振興に係る政策や法令が整備されている。今後の課題としては、これらの政策や法制度をいかにして実行に移すかであり、その際に日本の経験を参考とすることが有効であることから、本邦研修において、理解を深め、ベトナムの現状を俯瞰的にとらえ、今後の取組について考える機会を提供する。本邦研修は第1期契約において2回実施する。本邦研修は「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン（2017年6月版）」に基づき実施する。

(25) CPMUによるアクションプラン作成

活動(24)の本邦研修参加者をリソースパーソンとして、本邦研修に参加していないCPMUメンバーが日本の経験、本邦研修での学び等を理解し、意見交換を行う機会を提供する。これらの場を通じて、CPMUメンバーの共通認識の醸成を行い、複数部局からなるCPMUメンバーが共通の土台を持ってアクションプラン策定に取り組めるよう支援する。策定においては、ベトナム政府の予算申請時期等を考慮した上で、責任部署、予算手当、目標と達成状況を測る指標、モニタリングスケジュール、アクシ

オンライン改訂スケジュール等を明確にする。

(26) PPMUによるアクションプラン作成支援

活動(24)の本邦研修参加者をリソースパーソンとして、本邦研修に参加していない PPMU メンバーが日本の経験、本邦研修での学び等を理解し、意見交換を行う機会を提供する。これらの場を通じて、PPMU メンバーの共通認識の醸成を行い、複数部局からなる PPMU メンバーが共通の土台を持ってアクションプラン策定に取り組めるよう支援する。策定においては、各市・省 DARD の予算申請時期等を考慮した上で、責任部署、予算手当、目標と達成状況を測る指標、モニタリングスケジュール、アクションプラン改訂スケジュール等を明確にする。

(27) CPMU・PPMUによるアクションプランの実施支援

CPMU・PPMUによるアクションプランの実施において助言等により支援を行なう。

(28) CPMU・PPMUによるアクションプラン実施モニタリングの支援

CPMU・PPMUはアクションプランに含まれるモニタリングスケジュールに沿って、実施状況、成果のモニタリングを行うこととなっている。受注者は CPMU・PPMU によるモニタリングの実施状況を把握し、モニタリング方法や結果取り纏めの際に、助言・指導を行う。モニタリング結果の活用法の一つとして、必要に応じてアクションプランの実施成果や重要性を MARD、対象市・省の意思決定者や予算配分担当部署等が理解する機会を作り、アクションプラン実施のための予算や人員配置等を円滑に進める方策を CPMU・PPMU とともに検討する。

(29) CPMU・PPMUによるアクションプラン改訂の支援

(28)のモニタリング結果を踏まえ、CPMU・PPMU がアクションプランの改訂を行う際に、支援を行なう。必要に応じて、CPMU・PPMU の好事例や教訓等の共有、日本や他国における対応事例紹介等のワークショップや勉強会の実施等を提案する。

(30) 第1回業務進捗報告書の作成

第1期契約満了を前に2024年8月中旬を目途に業務進捗報告書をまとめる。この際、第1期における各成果の課題を分析し、第2期に実行すべき具体的活動案を提案すること。

【第2期契約：2024年9月～2026年4月】

(31) ワークプラン(第2期)の作成と協議

第1期の活動結果を踏まえ、第2期の業務実施に関する基本方針、実施体制、各関係者間の役割分担、実施手法、活動内容、スケジュール、業務工程計画等を作成し、これらをワークプラン(第2期)として取りまとめる。ワークプランの作成にあたっては、CPMU、PPMU、JICA 長期専門家等と協議を行い、JICA 及び C/P 機関と共有・確認を経て提出する。

ワークプラン（第2期）は、第2期契約開始後1か月以内に、和文、英文、越文（仮訳）を作成し、JICA 本部及び C/P 機関へ電子データで提出する。

＜成果1に係る活動＞

（32）PPMUによる活動計画のモニタリング

第1期に引き続き、対象地域1市6省のPPMUが作成する、安全作物の普及に係る普及員向け研修、及び普及員による農協への指導・研修に係る活動計画のモニタリングを行い、必要に応じて助言を行う。

＜成果2に係る活動＞

（33）対象農協が作成する安全作物の営農栽培計画のモニタリング

第1期に引き続き、対象農協が作成する安全作物の営農栽培計画のモニタリングと更新に係る支援を行う。特に対象普及員が農協のニーズに応じて主体的に農協への指導・モニタリングができるよう、各市・省のPPMU及び農業普及センターと協力して、対象普及員の活動モニタリング及び指導を行う。

＜成果3に係る活動＞

（34）CPMU・PPMUによる安全作物のバリューチェーン強化に関する課題と教訓の把握

1年に1回程度、安全作物のバリューチェーンの現状と課題を調査するとともに、（21）、（22）、（23）（第1期契約）、（35）、（36）、（37）（第2期契約）の取組の成果、教訓を分析し、次の取組の改善に活かすよう助言する。

（35）CPMU・PPMUによる安全作物のバリューチェーン強化に関する課題・教訓の共有・周知

安全作物に係るバリューチェーン関係者（生産者、仲買人、小売店、行政など）に対して、活動（34）の調査結果を共有・周知し、バリューチェーン関係者の共通認識の醸成を目指す。その際には、関係者間の意見交換も行い、各関係者の状況、ニーズ等の相互理解を促進する。本活動は、CPMU及び各PPMUが毎年1回実施することとし、バリューチェーン関係者の情報ギャップの是正、相互理解、ネットワーク強化等に資するものになるよう助言する。

（36）CPMU・PPMUによる課題に対応するための活動企画・実施

（34）の調査結果、（35）の意見交換等を踏まえて、CPMU、各PPMUが課題に対応するための活動を企画して実施することを支援する。受注者は、これらの活動がMARD、DARDの本来業務の一環として実施されるよう助言・支援し、自主性と持続性を高めるよう留意する。

（37）BasicGAPの認知度向上に向けた活動の企画・実施支援

第1期に引き続き、CPMU・PPMUによるBasicGAP認知度向上の活動企画・実施を支援する。活動の企画・実施においては、目標、対象、成果指標等を明らかにしたうえで、実施後の成果、課題の分析、それらを踏まえた実施方法の改善等がなされるよう支援する。ベトナム側の予算申請に合わせてCPMU・PPMUが年度毎に活動計画を策定し継続的に実施するよう支援する。

<成果4に係る活動>

(38) CPMU・PPMUによるアクションプランの実施支援

CPMU・PPMUによるアクションプランの実施において助言等により支援を行なう。

(39) CPMU/PPMUによるアクションプラン実施モニタリングの支援

第1期に引き続き、受注者はCPMU・PPMUによるモニタリングの実施状況を把握し、モニタリング方法や結果取り纏めを行う際に、助言・指導を行う。モニタリング結果の活用として、必要に応じてアクションプランの実施成果や重要性をMARD、市・省の意思決定者・予算配分担当部署等が理解する機会を作り、アクションプラン実施のための予算や人員配置等を円滑に進める方策をCPMU・PPMUとともに検討する。

(40) CPMU・PPMUによるアクションプラン改訂の支援

活動(39)のモニタリング結果を踏まえて、CPMU・PPMUがアクションプランの改訂を行う際に、支援を行なう。必要に応じて、ワークショップや勉強会の実施を提案し、CPMU・PPMUの好事例や教訓等の共有、日本や他国における対応事例の紹介、助言等を行う。

(41) エンドライン調査

ベースラインで調査した項目について、2025年11月を目処にエンドライン調査を実施し、プロジェクト目標の及び成果の達成度を分析する。

(42) 業務完了報告書

2026年4月中旬を目途に業務完了報告書をまとめる。この際、第2期契約のみならずプロジェクト活動全体における各成果の課題を分析し、今後、ベトナム政府が安全作物振興を継続的に行っていくための提言も記載すること。業務完了報告書は、JCCにおいて報告する。

第8条 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

モニタリングシートは、C/P機関、JICA長期専門家と共同で作成し、JICA経済開発部及びベトナム事務所へ提出する。

なお、本契約における成果品は、第1期はプロジェクト業務進捗報告書(第1期)、第2期はプロジェクト業務完了報告書とする。各報告書の記載項目(案)はJICAとコ

ンサルタントで協議・確認する。

契約	提出物	提出時期	提出先	部数
第1期	業務計画書（第1期） ¹	契約締結後10営業日以内	JICA本部	和文：1部、電子データ
	ワークプラン（第1期）	業務開始から約2ヵ月後	JICA本部 NAEC	和文：1部 英文：1部 越文：1部 及び、和文、英文、越文の電子データ
	モニタリングシート	業務開始から6ヵ月ごと	JICA本部 NAEC	英文：1部及び電子データ
	業務進捗報告書（第1期）	2024年8月21日	JICA本部	和文：1部 英文：1部 越文：1部 電子データ：和文、英文、越文 各1部
第2期	業務計画書（第2期） ¹	契約締結後10営業日以内	JICA本部	和文：1部及び電子データ
	ワークプラン（第2期）	業務開始から約1ヵ月後	JICA本部 NAEC	和文：1部 英文：1部 越文：1部 電子データ：和文、英文、越文 各1部
	モニタリングシート	業務開始から6ヵ月ごと	JICA本部 NAEC	英文：データ提出
	業務完了報告書	2026年4月21日	JICA本部 JICAベトナム事務所 NAEC MARD関係部署 1市・6省のPPMU	和文：3部（製本版） 英文：2部（製本版） 越文：14部（製本版） 電子データ：和文、英文、越文 各1部

注1）（1）業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2）報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

注3）特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

（2）技術協力作成資料等

業務を通じて作成された以下の資料を入手の上、それぞれの業務進捗報告書/業務完了報告書に添付して提出すること。

- ア 安全作物の普及に係る研修カリキュラム・研修教材
- イ CPMU、PPMUが作成したアクションプラン
- ウ 本邦研修報告書

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して、JICA長期専門家に確認の上でJICAに提出する。なお、先方政府関係者等と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ア 今月の進捗及び来月の計画
- イ 案件実施上の課題
- ウ 業務フローチャート

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本業務は2022年3月から2026年4月までを想定している。本業務の契約は、以下の2つの期間に分けて締結する。

- ① 第1期：2022年3月～2024年8月
- ② 第2期：2024年9月～2026年4月

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 56.50 人月（現地：50.50人月、国内6.00人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/フードバリューチェーン強化（2号）
- ② 農業普及/安全作物栽培（4号）
- ③ 市場志向型営農/マーケティング（3号）
- ④ 農作物安全管理
- ⑤ 農家組織強化

(3) 現地再委託

➤ 本業務では現地再委託を想定しておりません

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- ベトナム国「北部地域における安全作物の信頼性向上プロジェクト」業務完了報告書
- ベトナム国「北部地域における安全作物の信頼性向上プロジェクト」終了時評価報告書（案）
- ベトナム国「北部地域における安全作物バリューチェーン強化プロジェクト」Minutes of Meeting
- ベトナム国「北部地域における安全作物バリューチェーン強化プロジェクト」要請書
- ベトナム国「北部地域における安全作物バリューチェーン強化プロジェクト」案件概要表

2) 公開資料

- ベトナム国「北部地域における安全作物の信頼性向上プロジェクト」事業完了報告書（英文）

<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000045384>

(5) 対象国の便宜供与

1) カウンターパートの配置

- プロジェクトディレクター（NAEC センター長）

- プロジェクトマネージャー（NAEC 研修・教育部長（Head of Training and Education Division））
- プロジェクトオフィサー（NAEC作物普及局長（Head of Crop Extension Division））
- CPMUメンバー及び対象地域1市6省におけるPPMUメンバー

2) プロジェクトオフィス

- NAEC事務所内の一室にデスク、椅子等の基本的な家財道具配備、水道光熱費

3) カウンターパート資金（ローカルコスト負担）

- カウンターパートの出張費、ベトナム政府（NAEC等）が通常業務として実施する範囲の研修や各種イベントに係る開催費、供与車両の運転手・燃料・維持管理費等

（6）その他留意事項

1) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA事務所乃至日本大使館などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意すること。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。

2) 複数年度契約

本事業に関しては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度に跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

3) 討議議事録（R/D）

本事業のR/Dについては、ベトナム政府内で署名手続きが進められており、2021年12月の署名を見込んでいる。R/D署名は、本事業実施の必要条件であるため、不測の事態によってR/Dの署名が大幅に遅れた場合には、契約締結時期が想定よりも遅れることがあり得る。

4) COVID-19禍に伴う渡航制限

ベトナムにおけるCOVID-19の感染状況によっては、事業開始後に現地渡航が制限される可能性想定されるところ、遠隔にて事業を実施する計画について、プロポーザルにて提案すること。

5) 不正腐敗防止

「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）の趣旨を念頭に本業務を実施すること。なお、疑義事項が生じた場合には、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上